

第7期下野市障がい者福祉計画を策定しました

■問い合わせ先 社会福祉課 ☎(32) 8900

令和6年度からの新たな「下野市障がい者福祉計画(しもつけしハートフルプラン)」を策定しました。

策定の趣旨

障がいのある人もない人もともに生きる「共生のまち しもつけ」の実現を目指し、国の定めた基本方針に基づき、障がい児者支援のための施策を計画的に推進してきました。

第6期計画の進捗状況などを分析し評価を行い、新計画に引き継ぐ課題や新たな課題などを整理し、障がい福祉サービスなどの提供体制の確保についての目標を定め、これらの実現のために策定するものです。



位置付け

障害者基本法に規定する「障害者計画」、障害者総合支援法に規定する「障害福祉計画」、児童福祉法に規定する「障害児福祉計画」を一体的に策定するもので、本市における障がい者施策の基本的な計画として位置づけます。

計画期間

令和6年度～令和8年度(3か年)

基本理念

市民だれもが相互に人格と個性を尊重しあえる『共生社会の実現』
「つながり 支えあい たすけあい 自分らしさを認め・学びあい 安心して暮らせるまち」
を基本理念に、5つの基本目標を掲げています。

基本目標

1 地域生活支援体制の充実

障がいのある方が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、障害福祉サービスや生活支援事業の量や質を確保します。また、地域生活を支える保健・医療・福祉の連携により、安心して生活できる支援体制の構築に努めます。

2 相談支援体制の充実

市障がい児者相談支援センターと共に、障がいのある方が適切な支援を受けられるよう体制の構築を図ります。障がい者の自立や社会参加の支援、障がいのある方の家族支援についても相談支援体制を整えていきます。

3 障がい児支援体制の充実

障がいのある子どもが、一人ひとりの障がいの特性や発達にあわせて能力や可能性を伸ばせるよう、保健・医療・福祉・教育の連携により、切れ目のない支援を受け続けることができる体制づくりに努めます。

4 社会参加の支援

就労を希望する方が、特性にあった就労支援を受けることができ、福祉施設から一般就労へ移行できるよう就労支援体制の充実を図ります。障がいのある方が生きがいをもち、豊かで自立した日常生活や社会生活を送ることができるよう、文化・スポーツ・レクリエーションなどの活動の充実や地域との交流による社会参加の促進を図ります。

5 協働によるまちづくりの推進

あらゆる差別や偏見をなくし、共に支え合い生きる「共生社会」の実現を目指します。また、地域で安全、安心して暮らすことができるよう、ユニバーサルデザインのまちづくりを推進し、福祉避難所の協定事業所の拡充や災害時における避難体制の充実を図ります。また、子どもの頃からの人権教育や福祉に関する教育を進めるとともに、地域福祉活動やボランティア活動を促し、障がいのある方を地域で支える環境づくりに努めます。

計画の推進

広報紙、FMゆうがお、インターネットなどを通じて、「障がい」や「障がいのある方」に対する理解を深めるとともに、障がいのある人もない人も共に生き、参加する暮らしやすいまちづくりの推進に努めます。

